

栄村ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさと納税制度を活用し、栄村の取り組みを応援していただける方を募り、本村の魅力を発信するとともに地元特産品のPR、販売促進及び地域産業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品として贈呈する商品等（以下「返礼品」）を提供する事業者（以下「提供事業者」）を募集する。

2 募集の要件

提供事業者及び返礼品については、次の要件にすべて適合するものとする。

（１）提供事業者

- ①原則、栄村内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること（ただし、村長が特に認める場合を除く）。
- ②村税等の滞納がないこと。
- ③各法規等に沿った生産・製造・サービスの提供を行い、返礼品の管理及び発送を自ら責任をもって行えること。
- ④返礼品の問い合わせやクレームに対し、誠実に対応できること。
- ⑤代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

（２）返礼品

- ①栄村のPRにつながる商品で、原則、村内で生産、製造、加工、体験等のサービスの提供がされているもの（食品等であれば産地名が適正に表示されている）であること。（総務大臣が定める基準に適合するものであること。）
- ②品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱いを可とする。
- ③食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、食品表示法など、関係法令を遵守し、違反していない返礼品であること。
- ④飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、適切な賞味期限が保証されるものであること。

3 提供事業者のメリット

（１）栄村のホームページやパンフレット、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」などに商品の画像、商品名などが掲載される。

（２）寄附者への返礼品発送時におけるパンフレット等の同封により、商品PRと販路拡大が可能。

ただし、提供事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時のみに限る。

4 個人情報の保護

提供事業者は、この事業により取得した個人情報の取り扱いについて、「栄村個人情報保護条例（平成14年栄村条例第1号）」に基づき、提供情報は返礼品発送のためだけに利用し、第三者へ提供するなど返礼品の発送以外に利用することはできない。ただし、パンフレットの同封により、寄附者から直接、提供事業者への商品の申し込み等で入手された個人情報は対象外とする。

5 申請方法

各申請書に次の必要書類等を添付し、郵送又は直接提出すること。

(1) 提出書類

①栄村ふるさと納税返礼品提供事業者参加申請書（様式第1号-1）

②栄村ふるさと納税返礼品申請書（様式第1号-2）

- ・会社概要、企業パンフレットその他事業の概要が分かる書類
- ・返礼品の画像データ
- ・商品案内パンフレット

(2) 提出先

〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433

栄村役場 ふるさと納税担当 宛て

6 参加申請及び返礼品申請

(1) 返礼品の贈呈を行う事業者への参加を希望するものは、栄村ふるさと納税返礼品提供事業者参加申請書（様式第1号-1）を提出する。

また、返礼品については、栄村ふるさと納税返礼品申請書（様式第1号-2）を提出する。

7 返礼品の決定及び変更

(1) 村は2に定める要件に基づき、返礼品の内容及び安全性等を審査し、その結果を栄村ふるさと納税返礼品承認（不承認）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

なお、掲載期間は疑義が生じない限りにおいて、双方合意のうえ自動更新するものとする。

(2) 協賛事業者は、ふるさと納税返礼品承認（不承認）通知書（様式第2号）により、承認を受けた返礼品を変更するときは、栄村ふるさと納税返礼品変更申請書（様式第4号）に掲げる変更後の返礼品画像データを添えて、速やかに届け出なければならない。

(3) 協賛事業者より栄村ふるさと納税返礼品変更申請書（様式第4号）の提出があったときは、村は2に定める要件に基づき、返礼品の内容及び安全性等を審査しその結果を栄村ふるさと納税返礼品内容変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により通知する

ものとする。

8 返礼品発注及び実績報告兼請求

- (1) 寄附者から返礼品の申込みがあったときは、返礼品発注票により当該返礼品を扱う提供事業者へ通知するものとする。
- (2) 提供事業者は、返礼品の発送実績を返礼品送付実績報告書兼請求書（様式第3号）に記載し、村に報告するとともに返礼品の支払いを村に請求するものとする。

9 事業者参加辞退届及び返礼品辞退届

- (1) 提供事業者は、事業への参加又は返礼品辞退をしようとするときは、栄村ふるさと納税返礼品提供事業者参加辞退届出書（様式第6号-1）又は栄村ふるさと納税返礼品辞退届出書（様式第6号-2）を村長に提出しなければならない。

10 その他の留意事項

- (1) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について村へ報告すること。
なお、品質等による保証や、クレーム対応については、村は一切の責任を負わない。
- (2) 村が必要と認める時は、提供事業者に対して実地を含む調査を行うことがある。また、提供事業者はその調査に応じなければならない。
- (3) 提供事業者は、地場産品基準を遵守し、遵守すべき事項を記載した書類（総務省告示等）を整備、保存しなければならない。
- (4) 村は、登録された提供事業者又は返礼品が2に定める事項に適合しなくなったと認める場合、その事業者登録や商品調達を中止することがある。